

採点表（審査基準）

（あかし総合窓口キャッシュレス決済等導入業務委託）

採点者

応募者

項目			評価／配点		
			評価内容	点数	採点
業務実施に関して	POSレジ端末等	・基本的な性能及び取扱方法が本市での使用において必要十分なものであるか	良い やや良い 普通 やや良くない 良くない	10点 8点 5点 2点 0点	
		・バーコード取扱について本市が業務で使用するバーコード読み取り等に対応しているか			
		・自動釣銭機について、市民や職員にとって使いやすいものであるか			
		・収納データの集計管理機能について、クラウド上で分かりやすく管理できるものであるか			
	キャッシュレス決済端末	・基本的な性能及び取扱方法が本市での使用において必要十分なものであるか			
		・キャッシュレス決済の種類について、本市が希望する種別数が利用可能であるか			
	指定代理納付業務	・決済手数料率及び月額利用料について、安定的な利用に適した設定であるか			
		・入金サイクルについて、本市の会計処理に負担とならないものであるか			
		・決済手数料の支払い方法について、本市の会計処理に負担とならないものであるか			
		・支払いに対する手数料について、本市の負担となるか			
	補償・サポート	・導入機器の保証の内容について、機能不良時の代替機の使用や技術者の派遣、修理体制などは十分であるか			
		・導入後サポート体制について、疑義及び機能不良が生じた場合、迅速に対応可能なサポート体制であるか			
		・迅速に運用可能となるような研修体制であるか			
		・機器等の使用にあたり、誰でも理解できる操作マニュアルであるか			
	独自提案	・当市の定める仕様書にない有用な提案があるか			
	将来性	・当市における将来のキャッシュレス化の推進について、積極的な意欲や柔軟性に富んだ誠実な遂行が期待できるか。			
業務スケジュール		・日程管理ができているか	良い やや良い 普通 やや良くない 良くない	5点 4点 3点 1点 0点	

実施体制		・本業務の実施にあたり、業務従事者間及び市との連絡調整が速やかに行える信頼性の高い体制が確保されているか。	良い やや良い 普通 やや良くない 良くない	5点 4点 3点 1点 0点	
業務実績		同種業務の実績の内容を総合的に判断	十分な実績有 実績有 実績無	10点 5点 0点	
公共性 (施策反映) 評価	障害者の積極的雇用	- 障害者の雇用の促進等に関する法律第43条に係る障害者の雇用義務がある業者で雇用する障害者数が法定雇用障害者数以上あるか - 障害者の雇用の促進等に関する法律第43条に係る障害者の雇用義務がない業者で障害者の雇用があるか	ある ない	5点 0点	
	子育て支援への取組	結婚・妊娠・出産・育児への支援、子育てしやすい環境づくり など - 法定を上回る育児休業制度を就業規則で制定 - 職場復帰しやすい環境の整備 - 子育て中の従業員向けの相談体制の整備・・・など	充実している やや充実 普通 やや普通 不十分	5点 4点 3点 1点 0点	
	男女共同参画社会づくりへの取組	仕事と家庭との両立のための環境整備、セクシャル・ハラスメントの防止、事業活動における方針の立案及び決定に男女が共同して参画する機会の確保 など - フレックスタイム制、在宅勤務制度など - セクハラについて相談や苦情のための特別窓口又はカウンセラーの設置 - 性別により評価することがないよう人事考課基準を明確化 - 事業所内託児所施設の設置・・・など	充実している やや充実 普通 やや普通 不十分	5点 4点 3点 1点 0点	
	若年雇用者育成のための取組	- エルダー制度など若手従業員を個別実地に熟練者が育成するような制度を事業所として制定（単なる研修は除く） ・・・など	良い やや良い 普通 やや良くない 良くない	5点 4点 3点 1点 0点	
	更生支援のための取組	保護観察所への協力雇用主としての登録があるか	ある ない	5点 0点	
		刑事施設出所者、少年院出院者、保護観察対象者又は更生緊急保護対象者を雇用するための具体的な受入制度や採用枠等の整備 など ※保護観察所への協力雇用主としての登録がある場合に限る	充実している やや充実 普通 やや普通 不十分	5点 4点 3点 1点 0点	
	労働安全衛生のための取組	厚生労働省から安全衛生優良企業の認定を受けているか	受けている 受けていない	5点 0点	
価 格		80点×参加者の中で最低の参考見積金額÷当該参加者の参考見積金額 ※小数点以下切り捨て			
合 計					㊦ 295
審査基準点		㊦の点数 × 100/295 =			

※295 点満点

※ 全審査委員の審査基準点を合計した点数の平均が 50 点を下回った場合においては、当該参加者を失格とする。